

特定処遇改善加算について

友朋会では、2019年度10月から、特定処遇改善加算を取得しています。賃金改善において、配分対象を次の3つグループに分けています。aグループは勤続年数10年以上の職員を基本にしつつ、労働時間、職種や資格の取得を要件としています。bグループは、aグループ以外の職員で、加えて対象の職種に該当することを要件としています。cグループは、障害福祉人材以外の職員を対象にしています。賃金改善以外の算定要件として、「配置等要件」「処遇改善加算要件」「職場環境要件」「見える化要件」の4つの要件について以下のとおり取り組んでいます。

1. 配置等要件

福祉専門職配置加算

事業所名	実施事業	区分
障がい者支援施設サニーサイド	施設入所支援 生活介護 短期入所・日中一時	I
サニーサイドワークセンター	就労継続支援B型	III
共同生活援助事業所サニーサイド	共同生活援助	なし
相談支援事業所サニーサイド	特定相談支援 児童相談支援	なし

2. 処遇改善加算要件

事業所名	実施事業	区分
障がい者支援施設サニーサイド	施設入所支援 生活介護 短期入所・日中一時	I
サニーサイドワークセンター	就労継続支援B型	I
共同生活援助事業所サニーサイド	共同生活援助	I
相談支援事業所サニーサイド	特定相談支援 児童相談支援	なし

3. 職場環境等要件

①資質の向上

人事考課制度を導入し、キャリアアップに関する定期的な面談の機会を確保しています。専門性の向上に向けては、新任職員へのエルダー・メンター制度等を導入し、相談のしやすい教育制度を整えています。また、介護福祉士の取得を目指す職員へ実務者研修受講支援や強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に関するマネジメント研修の受講支援等を行っています。研修受講やキャリアに合わせた段位制度は人事考課制度と連動し、総合的な人材開発に繋がっています。

②労働環境・処遇の改善

多様な働き方に合わせ、子育てや家族等の介護等と仕事の両立を図るための休業制度を導入しています。職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等についても整備しています。さらに有給休暇取得を促進するため、事前の取得日希望アンケートを実施し、職員が有給休暇を取得しやすい環境を整えています。職員のメンタルヘルスにおいては安全衛生管理者による相談窓口を設置しています。

③その他

業務の効率化を図るためにタブレット端末やインカム、見守りセンサー等のICTの導入、業務手順書の作成や記録・報告様式の電子化による情報共有や作業負担の軽減に取り組んでいます。業務管理の手法である5Sチェックを導入し職場環境の整備を図っています。人材の活用については、居室やフロアの掃除や食事の配膳・下膳、経理や労務などの介護業務以外のことについて高齢者の活躍等による役割の分担を明確化していきます。

4. 見える化要件

「賃金改善」を含めた「配置等要件」「処遇改善加算要件」「職場環境要件」については当法人のホームページでの掲載に加えて、障害福祉サービス等情報公表検索サイトにて、公開しています。